

令和8年度採用 桑名市消防職員募集

申込 市ホームページまたは、市LINE公式アカウントから申し込み

期間 8/1(金)～15(金)



市HP LINE

試験日 9/9(火)～23(火)の間で受験者が選択する日

場所 リクルートテストセンター

※二次試験の日程、場所などは一次試験合格者に通知します。

試験内容 一次：SPI3 二次：小論文、面接、体力検査

受験資格

1. 消防職務遂行に支障のない人
2. 日本国籍を有し、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

＼地域の安全を守るヒーローになりませんか／



職種	募集人数	年齢・要件	資格
消防職	8人程度	平成9年4月2日以降に生まれた人	① 大学を卒業または来年3月卒業見込みの人
		平成7年4月2日以降に生まれた人で、 救急救命士免許証取得者	② 短大・高校を卒業または来年3月卒業見込みの人 ③ ①②と同等と認める人

※その他詳細は、市ホームページから採用案内をご確認ください。

問 消防本部総務課(☎ 86-7483 FAX 86-7492)

「栄養教室(食生活改善推進員養成講座)」参加者募集

栄養教室は、「桑名市食生活改善推進員(通称:しょくかいさん)」として地域で活動していただくことをめざし、健康づくりのための栄養や食育、生活習慣病予防、運動などの基礎知識を学習し、献立作成などを行います。ご自身やご家族の健康増進のためにもぜひご参加ください。

栄養教室予定表(全6回)

回	とき	時間	内容
1	10/3(金)	10:00～10:30	開講、オリエンテーション
		10:30～12:00	講義:国民の健康状況、健康日本21
2	11/7(金)	10:00～12:30	調理実習
		13:00～15:00	講義:食育、食事バランスガイド
3	12/5(金)	10:00～12:00	講義:食品衛生と食環境保全
		13:00～15:00	講義:献立作成、栄養価計算について
4	1/9(金)	10:00～12:00	講義:生活習慣病について
		13:00～15:00	グループワーク:献立作成、栄養価計算
5	2/6(金)	10:00～12:00	講義:身体活動、運動
		13:00～15:00	グループワーク:献立作成、栄養価計算
6	3/6(金)	10:00～12:30	調理実習
		13:00～13:30	修了式

● 食生活改善推進員とは
「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティア団体とし活動しています。現在本市では、118人ほどの会員が所属しています。

申込
フォーム



※予定は変更する可能性があります。

場所 くわなメディアライヴ **対象** 市内在住の人※栄養教室の修了者は基本的には受講できません。

定員 25人(抽選) **持物** 初回は筆記用具、テキスト代

料金 テキスト代4,000円(10/3徴収、欠席・途中キャンセル返金不可)、調理実習費800円程度×2回(実習当日徴収)

申込 申込フォームまたは直接、電話で保健医療課へ **期限** 9/12(金)

問 保健医療課(☎ 24-1182 FAX 24-3032)

後期高齢者医療制度、桑名市国民健康保険に 加入の人へ大切なお知らせ

後期高齢者医療制度に加入の人へ

お知らせ ① 7月中旬に「被保険者証」に代わり「資格確認書」が届きます

	お届けするもの
マイナ保険証をお持ちの人	資格確認書 ※ピンク色 (ハガキサイズ)
マイナ保険証をお持ちでない人	

※これまでの若草色の被保険者証及び資格確認書は8/1(金)以降使用することができません。

お知らせ ② 限度額適用認定証は「資格確認書」に限度区分を併記したものが自動的に更新されて届きます

限度額認定証などをすでに持っている人や「資格確認書」に限度区分が併記されている人は自動的に更新され、「資格確認書」と一体化されたものが三重県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

お知らせ ③ 7月中旬に今年度の保険料額および納付方法の通知が届きます

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。被保険者一人一人に対して計算した保険料額を通知します。

なお、高齢者の医療確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、軽減措置所得基準額(均等割額)が変更されました。

問 三重県後期高齢者医療広域連合(☎ 059-221-6883 FAX 059-221-6881)、保険年金課(☎ 24-1179 FAX 24-1357)

桑名市国民健康保険に加入の人へ

お知らせ ① 7月下旬に「被保険者証」に代わり「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」が届きます

	お届けするもの
マイナ保険証をお持ちの人	資格情報のお知らせ(A4版サイズ)
マイナ保険証をお持ちでない人	資格確認書(カードサイズ)

世帯単位でそれぞれまとめて世帯主宛にお届けします。なお、8/1(金)現在で70歳以上75歳未満の人は高齢受給者証が一体化されています。

お知らせ ② 8/1(金)から限度額適用認定証などが更新されます(更新には申請が必要)

限度額認定証などを申請により交付します。8/1(金)以降の認定証の申請は7月中旬から受け付けます。引き続き必要な人も必ず申請をしてください。また、マイナ保険証の人は、医療機関などに設置してある顔認証付きカードリーダーで情報提供に利用同意することでマイナ保険証を認定証などとして申請なしで利用することができます。なお、保険税に未払いがある世帯は限度額適用認定証の交付、利用はできません。

お知らせ ③ 7月下旬に国民健康保険税納税通知書が届きます

令和7年4月1日以降に国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主宛に、国民健康保険納税通知書を郵送いたします。

なお、地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額および軽減措置所得基準額(均等割額・平等割額)が変更されました。詳細は通知書に同封の国保通信をご確認ください。

問 資格・給付については保険年金課(☎ 24-1174 FAX 24-1357)
保険税額については税務課(☎ 24-1150 FAX 24-1253)